

教育委員会協議会日程

令和3年（2021年）9月27日

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 議事録署名委員の決定
- 4 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その10）

（資料1 教育部・文化部）
 - (2) 市立小中学校における臨時休業の基準について

（資料2 学校安全課）
- 5 協議事項
 - (1) オンライン授業に係る家庭の通信環境の整備について

（資料3 教育指導課）
- 6 閉 会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その 10）
（令和 3 年 9 月 27 日時点）

1 令和 3 年 9 月 2 日時点の状況

緊急事態宣言措置期間（9 月 12 日まで）の教育活動については午前中のみの短縮授業としているが、感染状況は大幅に改善しているとはいえない状況であることから、**【9 月 13 日（月）から 9 月 26 日（日）まで】**の教育活動等について、次のとおり対応することとした。

（1）家庭内での感染防止対策の徹底について

当面の間、健康観察票に家族の健康状態を記入するとともに、児童生徒又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合には、登校を控えるよう引き続きお願いする。

（2）教育活動について

ア 午前中のみの短縮授業 【9 月 1 日（水）から **9 月 24 日（金）まで**】
 （9 月 6 日（月）以降は、給食あり）

イ 部活動の原則休止 【9 月 1 日（水）から **9 月 26 日（日）まで**】

（3）給食が不要な場合の取扱い 【9 月 6 日（月）から **9 月 24 日（金）まで**】

登校を控える、又は登校するが給食は喫食せずに帰宅するなどにより、9 月 13 日（月）から 9 月 24 日（金）までの期間を通して**全ての給食が不要な場合**は、各学校に連絡していただき、この期間の給食費は不要とする。（年度末の給食費で調整）

（4）学校施設（グラウンド・体育館等）

一時中止とする期間を、**9 月 26 日（日）まで延長**する。

2 令和 3 年 9 月 13 日時点の状況

9 月 9 日に、9 月 30 日までの緊急事態宣言の期間延長が発出されたことから、**9 月 27 日（月）以降**の教育活動等について、次のとおり対応することとした。

（1）教育活動について

	9 月 30 日（木）まで	10 月 1 日（金）以降
授 業	午前中授業のみ 給食あり	学校ごとに日課を決定 給食あり
部活動	原則休止	活動を再開

（2）学習支援について

ア 学習用端末の持ち帰り（貸与）

学習用端末の持ち帰り（貸与）期間を 9 月 30 日（木）まで延長する。

イ 自宅待機が必要な児童生徒及び登校を控える児童生徒への学習支援

陽性者や濃厚接触者として自宅待機（療養など）となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等に対して、個別に学習支援を行う。

（学習プリント等の課題の提示、授業の様子ライブ配信等）

10 月 1 日（金）以降、午前の授業を受けた後、給食を食べずに下校する児童生徒には、上記と同様、午後の授業の学習支援を行う。

(3) 給食が不要な場合の取扱い

登校を控える場合、又は登校するが給食は食わずに帰宅する場合など、次の①、②のいずれか又は両方の期間の給食が不要な場合は、各学校に連絡していただき、この期間の給食費は不要とする。(年度末の給食費で調整)

①【9月27日(月)から9月30日(木)までの全ての給食】

②【10月1日(金)以降の全ての給食】

(4) 学校施設(グラウンド・体育館等)の地域開放

一時中止とする期間を、9月30日(木)まで延長する。

3 施設(令和3年9月27日現在)

夜間の使用を午後8時までを継続。なお、原則として9月中の新規予約の受付を中止。
※令和3年9月27日時点の対応状況。閉館時間は各施設で異なる。

施設名称	対応状況
小田原文学館、白秋童謡館	開館
郷土文化館	開館(短縮)
松永記念館	開館(短縮)
尊徳記念館	開館(短縮)
清閑亭	開館
旧松本剛吉別邸、皆春荘	施設整備のため休館
小田原駅東口図書館	開館(短縮)(閲覧席は2時間までの申込制)
中央図書館(かもめ)	開館(閲覧席数を制限) 談話コーナーでの食事は不可
いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー	開館(短縮) 閲覧席は利用不可
マロニエ図書室、けやき図書室、 尊徳記念館図書室、国府津学習館図書室	開館 閲覧席は利用不可(けやき・尊徳記念館・国府津学習館図書室は、一部制限あり)
生涯学習センターけやき	開館(短縮)
生涯学習センター国府津学習館	開館(短縮)

4 イベント

イベント名	日程	対応	担当
内野邸で聴く! ポップス尺八	9月18日(土)	中止	郷土文化館
第62回尊徳祭	10月16日(土)~17日(日)	中止	尊徳記念館
生涯学習フェスティバル	10月23日(土)~24日(日)	中止	生涯学習課
夢見遊山いたばし見聞楽	11月3日(祝)	中止	郷土文化館
地区公民館いきいきフェスタ	11月27日(土)~28日(日)	中止	生涯学習課

市立小中学校における臨時休業の基準について

(1) 初期対応

学校において、保健福祉事務所の積極的疫学調査への協力、及び校内の消毒等、必要な感染拡大防止を図るため、教育委員会は、当面の間、次のとおり一旦、全児童生徒を下校させる決定をします。（学校保健安全法第 20 条）

感染が判明した時点	対 応
学校の課業時間中	<ul style="list-style-type: none"> ・判明した時点で、児童生徒等の安全に配慮したうえで、速やかに下校させる。 (放課後児童クラブは開所しない。) ・翌課業日（金曜の場合は月曜）を休業とする。
学校の終業以後	<ul style="list-style-type: none"> ・翌課業日（金土日曜の場合は月曜）を休業とする。

※上記対応を基本としますが、感染者の判明時間や学校での感染者の状況、及び地域の感染状況等を踏まえ、保健福祉事務所の助言を受け、教育委員会・学校で調整し、教育委員会が休業の有無、規模、期間を決定します。

(2) 積極的疫学調査後の対応

教育委員会は、保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に考慮し、上記（1）初期対応以後の臨時休業の規模及び期間を当面の間、次のとおり決定します。

ア 学級閉鎖（期間は5日程度）

- (ア) 同一の学級において2名以上の児童生徒の感染が判明した場合
- (イ) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が2名以上いる場合
- (ウ) 1名の感染者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する場合
- (エ) その他、設置者が必要と判断した場合

イ 学年閉鎖（期間は学級閉鎖の最終日まで）

2以上の学級を閉鎖する場合

ウ 学校全体の臨時休業（期間は学年閉鎖の最終日まで）

2以上の学年を閉鎖する場合

※上記対応を基本としますが、学校での感染者の状況、及び地域の感染状況等を踏まえ、保健福祉事務所の助言を受け、教育委員会・学校で調整し、教育委員会が休業の有無、規模、期間を決定する。

オンライン授業に係る**家庭の通信環境の整備**について

1 家庭の通信環境の現状

<教育指導課 全児童生徒の家庭調査結果>

ある	ない
96.7 %	3.3 %

令和3年9月21日現在
 対象児童生徒 12,961人
 通信環境のない家庭 430人

(参考)

- ・ 令和3年9月現在、登校を控える児童生徒のルーター貸出し実績 約3% (8人/264人)
- ・ 令和2年度接続テスト時のルーター貸出し実績 約5.7% (435台/7,674家庭数)
- ・ 文部科学省が示す通信環境が整っていない家庭(全国) 約5%
- ・ 通信環境がない児童生徒に占める就学援助等要支援者の割合 約36.5% (430人中157人)

2 学校、保護者等の意見

	学校(教職員)	保護者 (令和3年9月市P連アンケート結果より)
オンライン学習について	<p>○授業のライブ配信を9月から開始</p> <p>○夏休み、短縮授業時に端末の持ち帰り可能 ※双方向のやり取りまではいかないが、オンライン学習の一步を踏み出した。</p> <p>▲教員のスキル差が大きいため、児童生徒に同等の指導ができない。まずはやれる先生が実践し、共有していく。</p>	<p><授業のライブ配信について></p> <p>積極的に進めるべき 73.3 %</p> <p>思わない 26.7 %</p> <p>○感染対策上、早急に進めて欲しい。</p> <p>○高校大学や社会に出て、今後の活用は当たり前になる。</p> <p>▲学校で対面授業の方が良い。</p> <p>▲両親共働きで、子供がライブ配信を視聴できるか。(スキルや集中力あるか)</p> <p>▲通信環境がない家庭がある中でやるべきではない。</p>
家庭の通信環境について	<p>○短縮授業の放課後に、通信環境のない家庭の児童生徒に学校を開放した実績あり。</p> <p>▲公教育として、児童生徒が公平に学べる機会であることが前提。通信環境のない家庭がある以上、一律的に指導としてオンライン学習を取り入れることができない。</p>	<p><家庭の通信環境の整備について></p> <p>家庭がやるべき 60.0 %</p> <p>行政がやるべき 40.0 %</p> <p>○既にWi-Fiを付けている家庭が多い。</p> <p>○家庭で使用するものは家庭で用意すべき。</p> <p>○子供の教育以外家族全員が共有して使うもの。</p> <p>▲義務教育であれば行政すべき。</p> <p>▲これからの社会において、小田原市全域をフリーWi-Fiとするならぜひやって欲しい。</p> <p>▲事情のある家庭には行政が援助する。</p> <p>▲家庭や児童生徒を取りこぼすことがない仕組みづくりが必要。</p> <p>▲就学援助は家庭が必ず整備するか担保できないためルーターの現物支給の方が良い。</p>

(参考)

- ・ 文部科学省では家庭の通信環境の整備はだれの責任で行うべきか明言していない。
- 「緊急時における通信環境整備支援」「就学援助制度におけるオンライン学習通信費支給」が示されており、行政としての一定の役割があると捉えられる。

3 オンライン学習に係る家庭の通信環境の整備に関する考え方(案)

家庭内の通信環境の整備は、各家庭で行っていただくこととする。

☆ 本市の取組

- ・ 保護者に対し文書で丁寧な説明と依頼をするとともに、学校からの説明をしていく。
- ・ 通信環境のない家庭には、社会状況を勘案しながら、ルーターの貸出し、就学援助制度による現金給付、その他の方法を組み合わせて、通信環境整備のための適切な支援を行う。これにより、オンライン授業が必要となる緊急時だけでなく、通常時においても家庭学習での学習用端末の活用を図る。

小田原市 家庭におけるICT活用

現在、学校での活用を進め、教員も児童生徒も学習用端末の操作に慣れていくところだが、児童生徒が主体となって学ぶことができる環境をさらに整えていくため、令和4年度からは平常時の家庭学習でICT活用を開始する。



先行導入

- ・アカウント作成
- ・Google for Education の導入
- ・一部端末の導入・ドリルパークの導入

本格運用開始

ICT活用の日常化

- ・教員が端末の画面をモニターやスクリーンに映す
- ・ドリルパークの活用
- ・調べ学習

協働的な学びへの活用

- ・オクリンクやクラスルームにより、児童生徒同士が互いに学び合う
- ・端末を日常的に持ち帰り、家庭学習に活用

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ・子どもが学びたい時にいつでもどこでもICTを使って学べる
- ・データの活用によりエビデンスに基づいた教育を実現



児童生徒が主体的に学校でも家庭でもICTを道具として使う。

★1 授業目的公衆送信補償金制度の利用 (R3.10～)

★2 フィルタリングソフトの導入 (R4.4～)

★5 家庭への連絡・お便り等のデータ配信 (R4.10～)

★4 MEXCBTの活用 (未定)

★3 デジタル教科書の本格活用 (R5.4～)

家庭の通信環境

通信環境調査
3000台ルーター整備・貸与

保護者宛「家庭学習での活用のための通信環境整備」(通知)
通信環境調査 ルーター貸与

通信環境についての説明・周知
就学援助家庭(ルーター貸与)
通信環境調査

通信環境についての説明・周知
就学援助家庭(ルーター貸与)
通信環境調査

各家庭で通信環境を整える

教員の活用スキル

全教員
学習ネットワークを活用する準備

全教員
ICTを活用した授業ができる

全教員
子ども同士の学び合いにICTを活用することができる

各校のICT活用の中心的教員
個別最適な学びを具現化した授業ができる
全教員
個別最適な学びのイメージをもち、研究を進めていく

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため研究を進めていく

R2

R3

R4

R5

R6

★1 クラウドサーバーを経由した場合も授業で著作物を利用することが可能になる。 ★2 現在は校内のみで可能なフィルタリングを学校外で学習用端末を使用する場合にもかけることができる。
★3 現在は国の実証事業により一部導入。 ★4 文部科学省によるコンピューターベースで問題に取り組むことができるシステム ★5 現在紙で配布しているもの(学級通信・給食便り等)をデータ配信により、保護者にメールやアプリで届くシステムの導入予定